

第 24 回

江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会
会 議 録

開 会 平成16年 2月11日(水)午後7時

閉 会 平成16年 2月11日(水)午後8時35分

江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会

第24回 江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会会議録

召集年月日	平成16年 2月11日(水)					
召集の場所	能美町農村環境改善センター 多目的ホール					
開会日時及び宣告	平成16年2月11日(水)午後7時			議長	平口 武	
会議録署名委員	辻井 知 明			竹田 徹 男		
委 員 出席 37名 欠席 4名	委 員 氏 名		出欠	委 員 氏 名		出欠
	会 長	平 口 武		委 員	山 中 孝 博	
	副会長	曾 根 薫		委 員	西 中 克 弘	
	副会長	大 津 克 彦		委 員	坪 木 法 子	
	副会長	松 井 晃		委 員	辻 井 知 明	
	委 員	伊 藤 富 美 雄		委 員	松 岡 則 文	
	委 員	山 木 信 勝		委 員	小 西 ヒフミ	
	委 員	才 野 久 男		委 員	丸 上 達 三	
	委 員	竹 本 公 彦		委 員	田 中 達 美	
	委 員	前 田 鎮 夫		委 員	沖 也 寸 志	
	委 員	新 家 毅		委 員	久 保 田 正 信	
	委 員	上 松 利 枝		委 員	濱 野 博 道	
	委 員	橘 隆 信		委 員	竹 田 徹 男	
	委 員	津 田 紘 吏		委 員	丸 石 正 男	
	委 員	新 家 勇 二		委 員	重 田 真 澄	
	委 員	加 藤 隆 光		委 員	村 上 浩 司	
	委 員	中 島 勝		委 員	青 木 早 苗	
	委 員	大 原 和 義		委 員	澤 裕 幸	
	委 員	西 濱 英 之		委 員	上 田 武 弘	
	委 員	丸 新 マサエ		委 員	林 岩 雄	
	委 員	木 葉 登 喜 夫		委 員	原 田 繁 一	
委 員	川 野 保					

顧問 オブザーバー	顧問氏名		出欠	オブザーバー氏名		出欠
	顧問	城戸常太	/	オブザーバー	佐原捷三	
	顧問	山田利明	/	オブザーバー	増井忠男	
	顧問	高橋雅洋	/	オブザーバー	横山修三	
	顧問	河原実俊		オブザーバー	毛利下隆男	
	顧問	安井裕典	/			
	顧問	沖井修	/			
合併協議会 事務局	事務局長	東谷寛明	班員	福岡洋		
	事務局次長	宮尾茂	班員	仁城靖雄		
	班員	土手三生	班員	猪垣英治		
	班員	平井和則				
	班員	峰崎竜昌				
	班員	島津慎二				
会議次第	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会 議 次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 顧問あいさつ

4 議題

(1) 協議事項

(2) 会議録署名委員の指名

(3) その他

5 閉 会

会議の経過

土手班長	<p>皆様方には夜分又お寒い中、本日の会議にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>ご案内の時刻となりましたので、ただ今から「第24回江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会」を開催させていただきます。</p> <p>本日の会議は、次第に沿って進行させていただきます。それでは開会にあたり平口合併協議会会長がごあいさつを申し上げます。</p>
平口会長	<p>どなたもこんばんは。立春が過ぎましたけれどもまだ朝夕は肌寒い日が続きます。本日は建国記念日でございます。そうしたお休みの日に法定協議会を開催いたしまして、ご迷惑かと存じますけれども、ほとんど全員ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。懸案の事項につきましてもかなり日にちが経ってきたわけでございます。そろそろあるべきところに落ち着くようなご審議を頂戴いたしたいとこのように考えているしだいでございます。本日もお手元に差し上げていますレジュームに従いまして審議させていただきますので、どうぞよろしくご協力いただきますようお願い申し上げます。ありがとうございます。</p>
土手班長	<p>ありがとうございました。</p> <p>なお、本日の会議には在任委員41名中、出席者37名、欠席者は4名でございます。よって協議会規約第10条第1項の規定により、委員の2分の1以上の出席があり会議成立の定足数に達しておりますことをご報告させていただきます。</p> <p>それでは、協議に入りたいと思いますが、協議会規約によりまして議長は会長が務めることになっておりますので、これからの議事進行は平口会長にお願いいたします。</p>
平口会長	<p>恒例に従いまして議事の進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、協議第8号「新市の事務所の位置（その2）について」をお諮りいたします。</p> <p>本件につきましては、前回の協議会でご提案申し上げ、それをそれぞれ各町へお持ち帰りいただきまして、町議会や住民の皆さんのご意見を十二分に取り入れていただき、そして各町の意見を取りまとめたものをご報告いただき、この会でご審議い</p>

東 谷 局 長	<p>ただくことといたしております。</p> <p>それでは、各町の審議状況についてお聞かせいただく前に、まず前回の協議会で提案内容について変更意見がありましたので、その内容について検討いたしました結果を事務局からご報告させていただきます。事務局報告してください。</p> <p>それでは、「新市の事務所の位置（その２）について」提案内容について変更の意見が、前回の合併協議会でありました。協議の内容につきましてご報告いたします。本文２行目の中ほどから「交通の事情など、市民の利便性を考慮し」ということについて変更してはどうかというご意見でございました。協議いたしました結果、原案どおりとさせていただきたいと存じます。</p> <p>理由といたしましては、市民の利便性など財政状況や用地のことなどを含め必要事項を考慮するというものでございまして、市民のことを思いますと提案している案が広く考えているものと考えます。よって、原案どおりとさせていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。</p>
平 口 会 長	<p>以上でございます。一口で申し上げますと、この「など」は、前の交通の事情、市民の利便性の両方にかけていますので、その方がより効果的ではないかということで、原案どおりということにさせていただいたしだいでございます。ご了承お願いいたします。</p> <p>続きまして、各町の審議状況について、それぞれお聞かせいただければありがたいと存じます。</p> <p>では、江田島町からお願いいたします。</p>
伊 藤 委 員	<p>失礼いたします。江田島町議会は本日の議題について、各町の町議会の意見、また１月２６日に開催されました法定協でのご意見を参考にいたしまして、江田島町議会としての意見を集約するため、去る１月２７日に合併問題調査特別委員会を開催いたしました。その結果をご報告させていただきます。今、議題になっています、「新市の事務所の位置について」でございますが、色々な意見が出ましたが１月２６日に法定協で示された案のとおりとすることを賛成多数で決定いたしました。以上です。</p>
平 口 会 長	<p>ありがとうございました。</p>

<p>曾根副会長</p>	<p>ただ今、伊藤議長の方から報告があったとおりでございます。その後、私の方は1月29日に合併協の委員、各区の区長、そして各種団体等との集いを合同で開かせていただきまして、今、議長が申しあげました原案どおりこれを賛成すると、私の方はまとめております。以上です。</p>
<p>平口会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。次に能美町お願いいたします。</p>
<p>加藤委員</p>	<p>「新市の事務所の位置について」の問題ですが、先般の特別委員会で審議をしましたが、このことにつきましては、意見も色々出たわけですね。結局、色々な事項があるために重要事項として継続審議として扱った方がよいのではないかとということで継続審議といたしました。以上が能美町の意見です。</p>
<p>平口会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。次に沖美町お願いいたします。</p>
<p>西中委員</p>	<p>沖美町の西中でございます。沖美町では去る1月26日の第23回合併協議会における小委員会の報告を受けまして、1月27日に町議会議員と法定協議会委員が協議を行いました。その結果、「新市の事務所の位置について」は、小委員会の報告どおりということで承認をいただきましたのでご報告させていただきます。以上です。</p>
<p>平口会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。では大柿町お願いします。</p>
<p>久保田委員</p>	<p>大柿町の久保田です。大柿町も議会の特別委員会を先週行いまして提案どおりということで決定いたしました。以上です。</p>
<p>平口会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。 それでは、事務局と各町の報告を踏まえまして、本件について委員の皆さんのご意見、ご質問等ございましたらご発言願いたいと存じます。 はい、どうぞ。</p>
<p>前田委員</p>	<p>今の能美町の意見で分からなかったのですが、継続審議をされるということは、この原案では承知しないというように理解してよいのでしょうか。</p>

平 口 会 長	はい、どうぞ。
加 藤 委 員	承知しないということでは、まだないと思います。ただ、重要な問題ですから十分に審議をしようというのが本音です。
前 田 委 員	タイミングとして、この審議がまだ決定されないということになりますと、次の段階の会議に移れるのですか。能美町が決定されるまで、この内容については決定せずに保留としておくということなののでしょうか。
平 口 会 長	前回と同じように継続審議ということになるかと思いますが。次の回でも審議をしていただくということでございます。最初に申し上げましたようにできるだけ早く結論を出していただきたいと能美町にも要望いたしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。 はい、どうぞ。
中 島 委 員	能美町の中島です。今の新市の事務所の位置の件でございますが、私は議員ではございませんので議会のことは分かりませんが、非常に玉虫色なのですがよくできていますし、取り方で色々あるかとも思いますが、より公正により皆さんの納得の得やすいことと言えば、こういう文言になるのかなと思います。私一委員としてはこれで賛成でございます。以上です。
平 口 会 長	他にご意見ございませんか。 はい、どうぞ。
辻 井 委 員	沖美町の辻井でございます。本庁の位置というのは、交通の事情、市民の利便性ということですが、現在の4町の中で一箇所しかできないわけです。今の交通の便とか、市民の利便性とかと言うと、島の中は高齢化となっています。若い人でしたら車で行ったり来たりできることになりますけれども、しかし、お年寄りはそのまで行くのに大変苦労しなければいけない。どこに設置されても難しい面があるのかと、私は思っています。それで、私が思うのは、今の各町の役場を支所にするということは決定しています。そして、組織の中で、いかに支所の充実を図って、市民サービスができるかということにあるかと思うのです。その職務権限というものが、支所長に委譲がどこまでできるかということで、住民サービスが相当変わってくる

<p>平 口 会 長</p>	<p>と思います。従いまして、支所の充実がなされれば、本庁に行くということが、市民としてはそうなくてもよいのではと考えます。そこで、本庁としてはメインである予算とか企画とか、合併した後の進め方といったメインの方を重視してスリムな本庁機構にすべきではないかと思います。そこで、支所の組織の充実がどこまでなされるかということで、本庁の位置といったものが、納得できる面とできない面が出てくるのではなかろうかと思います。</p> <p>貴重なご意見でございますけれども、それらを決めるのは新市の議会で決めようということでございますので、先走っていただくと困ると思うのですがご理解をいただきたいと存じます。</p> <p>ただ今、県議会議員の河原先生がご到着でございますので、会議の途中ですが、ごあいさつを頂戴いたしたいと存じます。よろしく申し上げます。</p>
<p>河 原 顧 問</p>	<p>安芸郡から広島県議会に出しております河原でございます。本日は第24回合併協議会、お寒い中でございますが、委員の皆さま方、傍聴者の皆さま方大変ご苦労さまでございます。協議もいよいよ大事な議案が提起をされております。私はこの前も申し上げましたが、新しい町を皆で作ろうという熱のこもった、会場に熱気が漂うと言いますか、そういう感じをいつも受けながら皆さま方のご意見を拝聴いたしております。極めて大切な議題でございますが、どうぞ引き続き、皆さま方の熱心なご協議をいただきまして、素晴らしい決定ができますように、心からご期待を申し上げます。大事な会議の途中でございます。ひと言皆さまにごあいさつをさせていただきました。どうもご苦労さまでございます。ありがとうございました。</p>
<p>平 口 会 長</p>	<p>ご丁寧なごあいさつありがとうございました。</p> <p>その他、ご意見ございませんか。</p> <p>それでは、協議第8号(継続協議)「新市の事務所の位置(その2)について」は継続協議として再度各町にお持ち帰りいただきましてご検討の上、次回の協議会でご報告いただくと同時に、その内容を協議していただきまして、決定の方向に向けて努力いたしたいと存じます。また、そのように期待いたしますので、賛成の方の挙手をお願いいたします。継続審議ということでございます。</p>

< 委 員 >	(挙手多数)
平 口 会 長	はい、ありがとうございます。そのようにさせていただきますので、よろしく願いをいたしたいと存じます。 継続協議ということでございます。 はい、どうぞ。
久 保 田 委 員	今の能美町の件でございますけれども、他の3町はこの原案でよいということで、進んでいるわけですが、ましてや能美町の民間委員さんはこの原案でよいということで、議会だけの問題だと思います。4町が一緒にならなければということで進めているわけですが、この件につきましては能美町に早急にまとめてもらうように特に要望いたします。
平 口 会 長	はい、どうぞ。
津 田 委 員	能美町の津田でございます。大変ご迷惑をかけているわけですが、早急に委員会を開きまして結論を出したいと思っています。委員会を開いて少し審議をいたしましたのですが、結論を得るにいたりませんでしたので、このようなことになった訳です。早急に出したいと思っています。よろしく願いいたします。
平 口 会 長	はい、ありがとうございました。どうぞよろしく願いいたします。 次に協議第63号(継続協議)「議会議員の定数及び任期の取扱いについて」をお諮りいたします。 本件につきましては、前回の協議会で各町の審議状況の中間報告をいただき、それを再度各町へお持ち帰りいただきまして、十二分に議会や住民の皆さんの意向を踏まえて、各町のご意見をまとめてこの席にお持ちいただくことにいたしております。そこで、各町からご報告をいただきたいと存じますが、資料として事前に各町から文書でご報告いただいたものを一覧表にして、議案の最後に付けております。これをご覧いただきながら、詳細について各町からご報告をいただきたいと存じます。 それでは、江田島町からお願いいたします。
伊 藤 委 員	同じく去る1月27日に特別委員会を開催いたしました。「議

	<p>会議員の定数及び任期の取扱いについて」でございますが、議員一人ひとりから意見を聞きまして議論いたしました。最終的に次のとおり賛成多数で江田島町議会としての意見がまとまりましたので報告させていただきます。ひとつとしては、在任特例を用いる。期間は1年間とする。その理由は、前回は申し上げましたが、議会は法定協議会での結果を新市のスタートに当たって行政に反映させる大切な役割を担っています。その役割を果たすためにも少なくとも合併に関する議案を審議した議員が一定期間在任し、新市のスムーズなスタートをさせるため、そして軌道に乗せる責任があると考えているということでございます。続きまして、在任特例後の最初の選挙における定数は24名とする。それ以後の選挙における定数は、新市の議会で決定するということでございます。次に、選挙区は設置しない。その主な理由といたしまして、早期に市としての一体感を醸成する必要がある。そのためには議員も住民も旧町の垣根を越えた色々な活動を進めなければならない。選挙区を設置すると合併前と同じ旧町単位での活動や考えになってしまう可能性が大きくなるということでございます。参考でございますが、議会議員の報酬の額でございますが、この報酬に関しましては新しい市で報酬審議会とかで議論されるべきものでありますが、財政面また在任特例の採用、定数等について、住民の皆さまの理解を得やすいように、江田島町としては4町の平均を採るということで意見を集約しております。以上でございます。</p>
<p>曾根副会長</p>	<p>ただ今、報告のありました伊藤議長の内容について、私の方も全く同じでございます。29日に先ほど申し上げました合同会議の中で議会が決めたことを踏まえて、私の方は提案をしまして色々な意見をいただきました。今、在任特例を適用する。期間は1年とする。という意見の中で、しっかりやれよと、責任は重大だというご意見が相当ございまして、議会が決めた案としては1年ということでございます。定数につきましても先ほど報告がありましたとおり1回目は24人とする。そして、2回目以降は新しい構成のもとでお決めいただき、それから選挙区は設けないということで、全会一致で意見の集約をいたしました。</p>
<p>平口会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。次に能美町お願いいたします。</p>
<p>加藤委員</p>	<p>能美町の加藤でございます。能美町といたしましては特別委</p>

	<p>員会及び組織代表の委員さんとの間で確認されたことについて報告させていただきます。議員の定数及び任期ということでございますが新市で検討する案件が多々あるために、地域的なバランスと方向性を見極める必要性から1回目の選挙だけは定数24名から26名、選挙区制を採用し公平な協議ができるように配慮し議員報酬も類似市なみの総額制とする。2回目以降は定数を類似市並とするということでございます。また、任期につきましては在任特例を適用させていただきまして1年とするということで集約いたしました。以上が能美町でございます。</p>
平口会長	<p>はい、ありがとうございます。では沖美町お願いいたします。</p>
西中委員	<p>沖美町の西中でございます。「議会議員の定数及び任期の取扱いについて」の各町の意見取りまとめということで書いていますが、取扱いにつきまして、去る1月26日の第23回合併協議会における各町の間報告を受けて、沖美町も1月27日に町議会議員と法定協議会委員が協議を行いました。沖美町における協議の焦点は、今回の江能4町における新設合併をいかに平等に実現するかということでございました。つまり新市のあらゆる地域の住民意識を的確に新市に反映すること、また法定協議会での協議の内容を新市に十分反映することの2点が主なものになってきました。そのことはどういうことかと申しますと新市のあらゆる地域の住民意識を的確に新市に反映することについてであります。この点については、当然議会議員の役割が重要となってまいります。理想的には全地域による選挙が市民の代表としての議員の選出方法として望ましいのかとは思いますが、しかし通常の方法では町ごとに議員数が極端に偏ることが予想されます。これは特に合併当初の大事な時期において、市政への住民意思の反映が偏り、このことにより住民に不公平感が生じることになります。このため議会議員の在任特例を採用するか否かに関わらず、最初の選挙においては各町ごとの小選挙区を採用することが、沖美町としては最低限の条件として合意しました。第2回目以降の選挙については、住民の融和も進むと考えますので、全市1区での選挙を採用することで合意しました。次に法定協議会での協議の内容を新市に十分に反映させることについてでございますが、4人の町長も失職し民間委員の皆さんも直接行政に携わることができないことを考えますと法定協議会に各町3人の委員を出し、最終的に合併を議決する現在の議員が一定期間在任し、法定合併協議会での議</p>

	<p>論の内容を新市に十分反映する役割を補うべきであると一致しました。以上の結果、議会議員の任期については、新市発足の2年度目になる平成18年度予算の編成まで、つまり選挙期間を含めて平成18年4月末までの1年6カ月を在任特例の期間をすることが理想であります。予算編成や決算など行政の執行が終る1年間でよいという合意がありました。色々言いましたが、沖美町としては集約しますと11月1日に合併をしますが、在任特例を1年とるにしましても1年半とるにしましても、あくまでも小選挙区が最優先ということを認識していただきたいと思います。議員の定数でございますが、これは法定並でよいということで決定させていただきました。以上でございます。</p>
平口会長	<p>はい、ありがとうございました。大柿町お願いいたします。</p>
久保田委員	<p>大柿町はこの件につきましては、昨年検討しまして前回報告のとおり在任特例の適用期間は1年間、最初の選挙の定数は26人、次の選挙は22人、そして選挙区は設置しない全選挙区とする。そして報酬につきましては合併前の各町の報酬額とするということで決定されております。以上です。</p>
平口会長	<p>はい、ありがとうございました。ただ今、各町からの決定と言いましょか、申し合わせ事項をご報告いただいたわけでございますけれども、それぞれ各町の特色がございます、なかなかまとめにくいのですが、この案につきまして、皆さんの方からご意見、ご質問等ございましたらご発言いただきたいと存じます。</p> <p>各町の考え方についてのご質問でも結構でございますので、ざっくばらんにご質問、ご発言いただいたらありがたいと存じます。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
前田委員	<p>江田島町の前田でございます。ただ今の各町の意見を聞かせていただきまして思うのが、本当にこれを統合できるのか、合併できるのかという感じがいたしました。在任特例の件につきましても、このようにバラバラな意見が出てきて、これをどこでどのように集約されるのかということをまず心配いたしました。これは杞憂（きゆう）であればよいのですが、私は以前にも申し上げましたが、民間の皆さんの意見を聞きますと在任特例というのはとんでもない、特に婦人層の意見を聞いてみてく</p>

ださい、そういう意見がかなり強いのです。しかし、これは町村統合に当たってある程度の痛みは、それぞれ辛抱しなければいけないという気持ちは非常によくわかるので、私も江田島町の在任特例の意見の時には、1年はやむを得ないのではないかとこの意見を申し上げました。各町の事情は色々あると思うのですが、先日も申し上げましたように、ここにこれだけ町的首脳が全員おられる訳です。ひとつの提案ですが、バラバラな意見を出されて法定協議会でどうですかと言われても私達も返事のしようがないのです。できれば首脳の中でこういう意見があったことをまとめられて、こういう案でいこうということまとめられて、この法定協議会へ出していただいて、色々な意見はあったが、こういうことでまとめたよと、これで委員の皆さんどうですかということにいただくのならよいのですが、これでは返事のしようがないと思います。できれば、ここに町的首脳が全員おられるのですから、一つ成案として出していただいて、その中で法定協で検討しろと言っていただければ、賛成、反対を言いやすいのではないかとこの感じがいたします。これだけのメンバーがおられるのですから、何か一つ成案を出していただきたいという感じがいたしております。それと当初申し上げましたように、先ほど、新庁舎の位置の問題で意見が出ていましたけれど、町には町の事情があると思います。それなりに理解はしないとイケないのですが、いつまでも継続でいきますと、本当に間に合うのかという感じがしてしょうがないのです。これは自分が思っている単なる杞憂だということならよいのですけれど、一つ成案として出していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

平 口 会 長

ありがとうございます。私がこの案をこの法定協議会に提案いたしましたのは10月30日でございますので、3カ月余り経過しているわけでございます。ご意見のように、また最初、私がいさつの中で申し上げましたように、もうそろそろ落ち着くところに落ち着かせていただきたいとこのようにも思いますし、またいつか申し上げましたように11月1日合併ということになりますと6月の定例県議会へ提案いたしますとしますと少なくとも4月中には4町長の調印、議会の臨時議会での承認等を必要といたしますので、ご指摘のようにあまり日にちがない格好になるわけでございます。しかしながら、各町のご意見が近寄ってはいるようでございますけれど、まだ、基本的に差があるわけでございます。それで、大変おこがましいのです

	<p>が、ただ今、前田委員さんのご発言にすがる、私が申し上げてみたいと思います。それは、先ほどお話がありましたように、この会に出してもそれぞれの立場がございまして、それぞれ、がんばっておられるわけでございますので、これを議長と町長と各町から1名民間の委員を出していただいて、この3人、計12人に、皆さんのご意見を固めていただくということにはできないかと思っております。その12名の方の今後の審議は、先ほど各町からご報告がありましたこの範囲に限ってでございます、これをより縮めて一つの成案にさせていただくということにお任せをいただいたらありがたいと思うのですが、いかがでしょうか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
中 島 委 員	<p>これを見ますと在任特例1年というのは概ね4町とも合意されそうです。それから人数も24名から26名の間で似たようなところ。一番の問題点は選挙区の問題で、江田島町はしない、能美町はする、沖美町は絶対する、大柿町はしないとなっているのですが、これを例えば小委員会へ付託するとか、また一部の代表だけを集めて、それで決めて皆さんで採決を採るという方法では、また色々な不満が出てきたりします。せっかくここまでできたのですから、それを協議するのがこの場ですから、ここで堂々と意見を開陳してそしてここで決めたことが最終的には一番重みがあると思っております。是非、選挙区を設置するか、しないかは、ここで討論をしてここで決めるべきだと私は思います。以上です。</p>
平 口 会 長	<p>ただ今のご発言に対してのご意見等ございましたらご発言ください。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
竹 本 委 員	<p>江田島町の竹本です。今の能美町の意見もよいのですけれど、ここで決定するときは、原則ここでは皆さんが賛成しなければいけないのでしょうか。だったら難しいと思っております。意見を、今、ここで言って先ほど言われた3名ずつの12名の方が決めたことを各議会が責任を持って決めてもらわなければ、ここで決まって、また議会に持って帰ってだめだと言われても困るし、ここで、概ね皆さんが賛成しなければいけないわけでしょう。ここで全員の賛成をとることができますか。</p>

平口会長	私の気持ちは3名にお任せをいただくということでございます。できるのかどうかということです。
西中委員	沖美町の西中でございます。各3名と言っておられますが、ここに10名いて計41名ということでございますが、3名が決めたことに全部同意せよということには、私は反対でございます。ここにこうして委員が出てきていることでございますから、この人たちの意見を色々聞いて、それから3名なり4名なりにするというのなら理解もできますが、突然3名で計12名に任せてくれということに対しては、私はおかしいのではないかと思います。これだけの違いがございますので、1回か2回になるか分かりませんが、一週間経ってもよろしゅうございますから、できれば皆さん方の意見を多く取り入れてもらい、それから3名か4名の計12名でやるとかということを決めていただきたいと私は思います。以上です。
平口会長	私が発言しましたので、私が会長の立場で議論するのはどうかと思いますけれども、ただ、ここで皆さんが考えていただかなければいけないのは、先ほど申し上げましたように3カ月前に提案していることなのです。その審議ができないということがおかしいのであって、これをまた持って帰ってとなったら、合併できなくなります。ですから、皆さんが話し合って、任せるところは任せて、よい方にいかないものかどうかということだろうかと思います。 はい、どうぞ。
西中委員	沖美町の西中でございます。審議をしたものですからこれだけの違いが出てきたということは考えられないのでしょうか。議員の定数の取扱いにつきまして、2カ月、3カ月、4カ月前にやったのかどうかは知りませんが、そのために現在2、3回やりまして、これだけの違いが出てきているのです。この違いを今度は80%、90%の結論が出たからこれをどうしようかということですが、これだけの違いが出てきたのは初めてです。これを皆さん方で審議をしてもらうのが、どこが悪いのか言ってください。
平口会長	1月26日の各町のご意見も、これとあまり大差なかったわけでございます。大柿町は昨年、部内で協議した事項と変わっていないことでございます。それぞれ各町とも内部的には協議

	<p>やそれに近いことをやっておられるわけでございます。私が、先ほど申し上げました提案が悪いとすれば、私はそれを撤回いたします。</p>
上 田 委 員	<p>江能四町の組織代表の上田でございます。色々審議をしてきた中で、それぞれの町が、ある程度歩み寄りをしないとなかなか決定できないのではなからうかと思えます。従って、先ほど議長さんが言っておられました町長さんをはじめ代表の方で審議をされて、それを各町へ持って帰って、各町がそれぞれ決まった案を説得していただいて、それから法定協議会へ出てきたときには、法定協議会で全員賛成ができるのではなからうかと思えますので、そうした形にしていただければよいのではないかと思います。それで、町長さん方が決められたことが各町に持って帰ってとまらない場合には、また町長さん達が集まっていたいて意見を聞いたものを参考に歩み寄ってもらっても、次の法定協議会では全員が賛成できるような体制を作っていただきたいと思えます。以上です。</p>
平 口 会 長	<p>はい、どうぞ。</p>
久 保 田 委 員	<p>本日、議会議員の任期及び定数の取扱いで特に大きな違いは、選挙区の設置の点が2町ずつ分かれていると思えます。この点について、本日、大いに討論して決めておかないと、基本的な問題が3名ずつ選出してやっても煮詰まってこないと思えます。この点を大いに討論して、本日ある程度の方向性を出しておかなければいけないと思えますが、この点はどうでしょうか。</p>
平 口 会 長	<p>その審議の方法はどのように考えておられますか。一人ずつご意見を言っていたかなければ。この席で一人ずつご意見を伺ってもよろしいかと思えますけれども。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
中 島 委 員	<p>今、久保田委員さんがおっしゃったとおりで2対2になっているのですが、これは決めなければいけないのですけれども、先ほど平口会長がおっしゃったように3名で結構でございます。ただし、そのためにも、先ほど西中さんもおっしゃったのですが、この席で、皆さんそれぞれの代表で来ているのですから、イエスかノーでも構いませんから聞いていただいて、それを大いに参考にして、その会議にかけていただくのがよいので</p>

	<p>はなかろうかと思います。町単位では賛成が2町、反対が2町となっていますが、選ばれてきたこの委員の中には、それぞれのお考えはあると思います。その賛成、反対、設置するか設置しないかの数ぐらひは、今度お集まりになられる3名の首脳の方も頭にインプットされていた方がよりよいのではなかろうかと、同時にここで皆が自分の思いを言っておけば、少しはガスも抜けるかとも思いますし、是非、全員の意見をイエスかノーかでも聞いていただければと思います。</p>
平口会長	<p>そのようなご意見もございますが、そのようにしてよろしゅうございますか。</p>
< 委員 >	<p>はい。</p>
平口会長	<p>では、10分ほど休憩をして、その後お一人ずつ合併特例法適用の有無と定数の問題、選挙区の問題、その他報酬の問題について、イエスかノーか簡単明瞭にそれぞれご発言いただきたいと存じます。しばらく休憩いたします。</p> <p>< 休憩10分 ></p>
平口会長	<p>休憩を解いて再開いたします。 すみませんが、江田島町の議長さんからお一人ずつ、ご意見を発表いただきたいと思います。</p>
伊藤委員	<p>先ほどはっきりと議会の意見を申し上げたつもりでございます。議員、副議長、特別委員長も来ておりますけれども、私と同じ考えでございます。</p>
津田委員	<p>能美町の津田でございます。先ほどこちらに来る前に委員さんと議員が色々とお話した結果を今申し上げたようなことで、おそらく個々に個人的な意見があれば別ですが、ほとんど同じであろうと思います。もし、これ以外のご意見をもっておられる方がおられれば、発表していただくというような方法をとってはいかがかと思います。以上です。</p>
川野委員	<p>沖美町の川野でございます。沖美町もここに挙げておりでございます。別にご意見はございません。現在の意見でございます。これを参考にさせていただきたいと思ひます。</p>

田 中 委 員	大柿町の田中です。この取りまとめの一覧表にありますように、大柿町では議会議員と法定協議会の委員さんを交えて決定した内容がこの取りまとめにあるとおりで、ここにおられる大柿町の出身の委員さんは、皆同じ考えということでご了解をいただきたいと思います。
平 口 会 長	今、4町からのご意見はそのようでございますが、この席に出ておられます委員さんで、この取りまとめ表以外のご意見がございましたら、ご発言いただきたいと存じます。 はい、どうぞ。
中 島 委 員	今、4町の議長さんが発表されたとおりでございます。これはそういうことでございましたら、これ以外の意見は皆さんお持ちでないでしょう。私も持っていません。従いまして、そういうことがここで確認できましたら、先ほど平口会長がおっしゃったような方法で成案を作っていただいても異存はございません。以上です。
平 口 会 長	その他、ございませんか。 はい、どうぞ。
西 中 委 員	沖美町の西中でございます。沖美町の立場として言わせてもらってもよいでしょうか。
平 口 会 長	今、ここに掲げている意見以外の意見であればどうぞ。
西 中 委 員	沖美町の色々なことについてお話させてもらいます。皆さんもご承知のように小選挙区が絶対と決まっております。それを説明しておきます。それは見てのとおり皆さん方もご存知のとおり、大きいところと大きいところ、小さいところと小さいところが、全国区と小選挙区にという話になっています。これを言い換えれば、江田島町と大柿町、能美町と沖美町が小選挙区ということになっています。小選挙区というのは区でやるということです。これはなぜかと言いますと、言葉は悪いかもわかりませんがよく聞いていてください。私達の町は3千そこそこです。江田島町が9千、能美町が7千で、今の選挙の話をしますと、我々の町の定員は12名でございます。江田島町の選挙の12番目が380票です。沖美町の12番目が150票で

	<p>ざいます。この差が随分あります。だから、これを2回も3回もとは言いません。ある程度、均衡というものを図ってもらいたいというのが私達の意見でございます。それと大のものは大になる可能性は大でございます。一度位は大のものが小のものをかばってくれるという感覚ももっていただいてもよいのではないかというように、私、個人的に思うわけでございます。江田島町の12番目が380票でございます。沖美町は12番目が150票で当選でございます。それだけの差があって第1回目の投票が果たして、江田島町、大柿町それからまた三高、能美から、江田島の方に向けて行き通うものか、そこらも大の人は考えてもらいたいのです。大きかろうが少なかろうがあくまでも対等合併でございます。それだけは忘れないでください。お願いします。</p>
平口会長	はい、どうぞ。
中島委員	<p>今、西中さんの意見と初めて合いましたけれども、よく分かります。対等でございます。それから、ものの考え方をひっくり返して考えますとどちらも正しいと思いますが、これから一緒になるのですから、大きい方が小さい方を囲い込んで全部取るというのと、言葉はおかしいのですけれども、大人の方が子供に対して思いやりをしてやるという方がうまくいくと思います。同時に、これから建設計画も出るとありますが、我田引水をする人はいないと思いますが、合併をして一つの市になるのですからよい形での合併を願うのならば、大きい方が弱い方をおもんばかってやるという姿勢が非常に大事ではないか、大人の方が偉いわけですから、幼稚な方がよく言うことを聞くようにいい具合にやってもらいたいと思います。そして、お互いが相手のものを取り合いするのではなく、対等合併ですからお互いが譲り合う、尊敬し合うということを前面に出した方がよりスムーズに行くのではないかと思います。是非、小の意見も十分に斟酌(しんしゃく)して決定をしていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。</p>
平口会長	はい、どうぞ。
久保田委員	<p>基本的に大きいとか小さいとかではなくて、皆が江田島市としての市の住民になるわけでございます。これは一個人皆平等であると思います。ですから権利というものは皆同じようにあ</p>

	<p>るわけです。各町民に対して大きいから小さいからということで分けるということは少し問題があると思います。現在の4町で人口割で何人という決め方でしたらある程度納得はいきますが、平等とかにするとということは人権無視ということで大変なことになります。これは法律違反になります。江田島町であろうが沖美町であろうが住民は皆平等でございます。その点だけは十分に正念を入れておいていただきたいと思います。</p>
加 藤 委 員	<p>能美町の加藤でございます。今、久保田さんが言われたように人間一人ずつは皆平等だということだろうと思います。最近の選挙でわかることなのですが、一票の格差というものが問題となるとと思います。例えば江田島町1万、沖美町3千ということの中に、例えば定数を6名なら6名にしたときにそういうことが言われると思います。ところがこれが当てはまるかどうかは別にしまして、国会議員の選挙におきましても判例では5倍以内では違法ではない、いわゆる憲法に合致しているということが判例で出ています。そういうことから考えまして、いわゆる一票というものが必ず同じでなければいけないということはないと思います。それと中島委員も申しましたように小さい町はどうしてもできるだけ協議の場でも同じようにやっていきたいということもありますので、数が違うと当然多い方が多数決の原理で考えましても勝るというのは当然のことでございます。そして代表で出ている以上は、市のことは皆が考えるのだと言われたのですが、結局、国会議員の先生方にいたしましても道路の問題が出てきた場合に、道路を造るのは中止することに反対した熊本県の議員さんは、どこに道路を一番先に付けたいかと言ったら、それは自分の出身の熊本ですと言ったぐらい、自分の出身地ということを中心では考えているのです。例えば、表面上は江田島市の議員になれば江田島市全体のことを考えるわけなのですが、ところが心の中ではそれぞれが皆自分の地域のことは頭の中に置いているのが普通であろうと思います。そういうことで議員になっていると言われても過言ではないと思います。以上です。</p>
平 口 会 長	<p>他にご意見はありませんか。 はい、どうぞ。</p>
澤 委 員	<p>澤でございます。今、色々と意見が出ているわけですが、この区分にある合併特例法の適用の有無とか選挙区の設</p>

	<p>置とあるのは、一括して協議しなければいけないものなのでしょうか。例えば合併特例の有無というのはほとんど1年ということで、これは先に決めてしまって、次に議員の数、これも大差が余りないので詰めていって、残ったものを後でまた協議するといったようにしてはいかがかと思うのですが。</p>
平 口 会 長	はい、どうぞ。
西 中 委 員	<p>どのように決めていただいても、すぐでも半年でも1年でも1年半でもと言っています。どのように特例法を使っていただいてもよろしゅうございます。しかし、それを決める前に小選挙区か一般の大選挙区かを決めてもらいたいというのが、私達の意見でございます。以上。</p>
平 口 会 長	はい、どうぞ。
加 藤 委 員	<p>能美町の加藤でございます。今、審議される中で大きな差があるのは選挙区の設置するか否かだけだと思います。後の問題については、能美町の議長が申しましたように譲り合い精神の中で必ず話をつくと思います。今の選挙区設置のことだけを意見のある人がおられましたら、この場で言ってほしいと思うのですが。以上です。</p>
平 口 会 長	<p>その意見は既に各町が発表しているからと言っておられるのですから、民間から出られた委員さんでその他ございましたら、ご発言をお願いしているわけでございます。議員さんはしばらくご発言しないでください。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
辻 井 委 員	<p>沖美町の辻井でございます。沖美町としては、今、西中委員が申し述べているということで、私どもも統一しているわけでございます。その前に23回の法定協以後、私のところへ電話で色々と話がきました。沖美町だけでなく大柿町の住民の方、能美町の住民の方がかけてきました。住民の方、全員ではなくその人のことですが、各町でお決めになることが、言葉は悪いのですが、雲の上で決められているということが合併協議会へ持っていかれているという批判的な言葉でございます。1月26日から今日まで約半月ですが、その間、住民の中に入っていった話をすべきじゃないかと、意見を聞くべきでないかと。</p>

	<p>沖美町の町民だけでなく、他の町からの住民の方からもありました。先ほど発表がございまして、江田島町の町長さんからありましたけれど、議会でやられて、その後、町として区長さんなど最低のところでお集まりになられまして、そして色々とお話をされて同意を得られているという発表を承っています。なるほど最低限でもそのようなことをすべきではないかと思います。ここ半月、何をしていたのかとお叱りも受けたことから考えますと、そういう各町でもそこらまでやって、住民の方々の意見も聞いてみるべきではなかったかと思います。それから、先ほど早く早く会議を済ませていこうと、間に合わないではないかというニュアンスで発言がございましたけれども、この前の会議で申し上げましたが、再三再四たび重ねても議論していくべきではないかということをお願いしたのですが、23回から24回に至るまでの半月、長かったような気がします。できれば町民の方々への報告なり、中間報告なり、意見を集めるということから各町長さんにやっていただければありがたいことではないかと思っております。以上です。</p>
平 口 会 長	<p>他にご意見ございませんか。 はい、どうぞ。</p>
竹 本 委 員	<p>江田島町の竹本です。今の話とは違うのですけれども、もとの本題に戻して言うのですけれども、特例期間を置くというのは我々は決まっています。今の選挙区の設置をするというのは2町あります。でも能美町と沖美町の言われているものは違うと思うのです。沖美町は定数を平均で割るというように聞こえるのです。能美町の場合は人口割で出す小選挙区制と言われている気がします。そう聞こえるのですが、そのへんのことをはっきりと聞いておかなければ、我々は平等と言うと全員がやるのが平等であると思っていました。もしもするのなら、小選挙区は人口割で極端な言い方をすれば、千人で1人なら、3千人なら3人と9千人なら9人が出るのかと思っていました。それをしないために特例法の1年をおいて、この期間中に色々なところをすり合わせして各町に持って帰るものかと思って、この在任特例の適用期間は1年、この間に今決めた議員さんがしっかり地元のことを持ち上げて、帰って作ってくださいというように、前回私は言ったと思います。1年間、それを見守って、この度予算を11月からすぐ掛からなければできないです。最後11月までに予算が決まったところまで1年間やっていただ</p>

	<p>いたらどうかということをつもりで、特例が1年間あるのだから、町の整合はある程度取れると思いますし、選挙区を設置されているのなら小選挙区で人数割になるのか、あるいは各町が何名となるのかも聞きしておかなければ、意見が分からないのですが、よろしくお願いします。</p>
加藤委員	<p>能美町の加藤でございます。今のことなのですが、能美町の場合は人口比というのではなく、初めも報告を申し上げましたように24名から26名ということで2名の幅を持たせているわけです。それは$6 \times 4 = 24$の全く同等の人数でやるべきだという人と人口比でやるべきだという人と、現在のところ半々位の意見です。ですから能美町としては定数を26なら26、24なら24とはっきり決めずに24から26名ということで2名の幅を持たせた確認事項を報告させてもらっているわけです。以上です。</p>
西中委員	<p>沖美町の西中でございます。沖美町のこともできましたものから、そのことについての答えをさせていただきます。現在、小選挙区ということをつもりで、比例とか人口割とするということは一切まだ言っていません。そのことについては触れていませんし、ここで公式には言っていないつもりでございます。それを言ったということがあったら、ここで言っていないと訂正させていただいておきます。以上。</p>
平口会長	<p>市ができて初めての選挙についての選挙区を作る場合の考え方が法律で決まっていますので、それをお知らせしておきたいと思います。</p>
宮尾次長	<p>ただ今の件でございますが、小選挙区を設置した場合の定数でございますけれども、これは、公職選挙法上では人口割というものが大原則であります。ただ、極めて特殊な事情がある場合には人口割によらないこともできるということがございます。例えば、在任特例を仮に1年ということがあったといたしまして、在任特例後の最初の選挙で小選挙区を設けると、本来であれば人口割なのですが、まだまだ合併ということで地域の特殊事情があって、一体感を醸成するよりも地域としての個別の調整事項が残っているとといった場合に若干の配慮が必要ということもあろうかと思っております。ただ、時期が経ちまして2度目、3度目の選挙まで人口割によらない何か一定の地域に偏った定</p>

	<p>数を設けるということは批判があるかと思います。以上でございます。</p>
平 口 会 長	<p>この取扱いについてのご意見について、その他、ございませんか。</p> <p>ご意見はないようでございますが、どのように取扱いましょうか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
竹 本 委 員	<p>今、町長、議長、民間委員の3名、計12名でやると言って提案されているのでしょうか。</p>
平 口 会 長	<p>それは取り消しました。</p>
竹 本 委 員	<p>取り消しを皆に聞いてもらわなければ、そういうやり方ではないと決まらないと思います。皆に諮ってください。</p>
平 口 会 長	<p>では、先ほど私が申し上げましたように各町から町長、議長、民間委員の1名、各町から3名ずつ合計12名の委員さんに出していただいて、この問題を更に掘り下げていただくということでよろしゅうございましょうか。掘り下げていただくものは、ここに各町が申し出ておられるものの範囲内についてのみ、ご協議をいただくということでよろしゅうございましょうか。そういうことで結論が出ましたら、法定協議会へ提案して皆さんの挙手賛成をいただくということでよろしゅうございましょうか。</p> <p>では、私の案に賛成でございましたら挙手してください。</p>
< 委 員 >	<p>(挙手多数)</p>
平 口 会 長	<p>挙手多数でございます。</p> <p>各町で民間の委員さんの中から1名を早急にご選出をいただきたいと存じます。早急に協議に入りたいと存じます。そのような形でよろしゅうございましょうか。</p>
< 委 員 >	<p>はい。</p>
平 口 会 長	<p>ありがとうございました。挙手多数でございますので早急に4町長、議長、民間委員で調整会議を持ちまして協議を行います。</p>

	<p>す。その案をまたお示しいたしたいと思しますので、ご理解をいただきたいと存じます。</p> <p>次に、協議第66号「第25回合併協議会の日程について」をお諮りいたしますが、ご存知のように日程は書いてはおりませんが、できましたら2月22日、日曜日、午後7時、この場所でお願いいたしたいと存じます。</p> <p>次の合併協議会の日程は、2月22日、日曜日、午後7時、この場所で開会いたしたいと存じます。そのようをお願いを申し上げます。</p> <p>次に次第2「会議録署名委員の指名」につきましては、従来例によりまして学識経験者の委員の中から順番でその都度選任させていただいております。よろしくお願いいたします。今回は沖美町の辻井知明委員と大柿町の竹田徹男委員に会議録署名人をお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>その他、ご意見があらうかと存じますが、できましたら本日はこれにて散会いたしたいと存じますがいかがでございましょうか。</p>
<p>< 委 員 ></p>	<p>異議なし。</p>
<p>平 口 会 長</p>	<p>それでは、本日の会議はこれをもって閉会いたします。どうもご苦労さまでございました。どうもありがとうございました。</p>
<p>閉 会</p>	

以上、第24回江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会会議録の内容が正確であることを証明するためここに署名する。

平成16年 2月16日

委 員 辻 井 知 明

委 員 竹 田 徹 男